

平成 25 年 11 月 8 日
平成 26 年 11 月 14 日改定
平成 27 年 1 月 30 日改定
平成 27 年 4 月 17 日改定
福 島 県
桑 折 町
浪 江 町
復 興 庁

桑折町における浪江町民向け復興公営住宅の整備について

桑折町と浪江町は、「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」を締結し、浪江町民向けの復興公営住宅の整備を進めており、今般、福島県、桑折町、浪江町、復興庁による協議において、その整備について確認を行った。

1. 整備に至る経緯

- ・ 東日本大震災に伴う浪江町をはじめ相双地区からの避難者受け入れのため、福島蚕糸跡地に応急仮設住宅建設 286 戸の整備を決定し、平成 23 年 4 月 21 日から入居を開始した。
- ・ 平成 23 年 9 月 1 日、桑折町と浪江町は、浪江町から桑折町への避難者に対する支援等について必要な事項を定めた「東日本大震災に伴う浪江町避難者の支援等に関する協定書」を締結した。
- ・ 平成 25 年 2 月 13 日には、浪江町から桑折町への避難者の生活再建を図るため、両自治体が相互に協力して復興公営住宅を整備するための基本的な事項を定めた「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」を締結した。
- ・ この協定は、桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」と浪江町復興計画に基づき、浪江町からの避難者の居住の用に供する復興公営住宅の整備について定めたものである。
- ・ この協定に基づき、地震による被害を受けた桑折町民向けの災害公営住宅と同じ敷地に、桑折町が、浪江町からの避難者向けの復興公営住宅の整備を行うこととした。

2. 復興公営住宅を中心とした取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 桑折町における復興公営住宅については、「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき、64 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	住居形態	戸数	入居目標年度
桑折町字東段	桑折町	木造戸建て	25 戸	H27 年度第 1 四半期
			39 戸	H28 年度後期
合計	—	—	64 戸	—

- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のための施設整備を行う。
- ・ 浪江町の役場機能については、南相馬市、いわき市、二本松市の3市へ集約する方針である。
- ・ 復興公営住宅以外の関連基盤施設については、桑折町の既存施設を利用する。
- ・ なお、復興公営住宅の整備に当たっては、桑折町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

(2) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・ 復興公営住宅の入居者同士や、避難者及び地域住民とのコミュニティの維持・形成を図るため、交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
桑折町字東段	1名	H27.4～(予定)
合計	1名	—

(参考) 避難者の受け入れ状況

- ・ 桑折町において、桑折町字東段地内(福島蚕糸跡)に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約330人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約300人、南相馬市が13人、飯舘村が4人。(平成27年2月27日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約330人)の割合は、建設分が約8割、民間賃貸住宅分が約2割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成27年2月27日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	東段(桑折駅前)	286	167	282
合計		286	167	282

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成27年2月27日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	8	13	双葉町	3	5
川俣町	1	1	浪江町	12	25
檜葉町	1	1	飯舘村	2	4
富岡町	0	0			
大熊町	0	0	合計	27	49